

岡山市個人情報保護法施行条例（案）に係るパブリックコメントの結果について（要約版）

1 意見募集期間 令和4年11月30日～12月28日

2 意見提出者 9人

3 主な意見

区分	提出人数	主な意見の概要	市の考え
条例の名称	5人	「法施行条例」ではなく、「岡山市個人情報保護条例」とすべきである。	条例は、法で委任された事項や法が許容した事項を定めた内容となるので、法施行条例という名称は妥当であると考えます。
基本的人権の保障と自己情報コントロール権	5人	「基本的人権の保障」と「自己情報のコントロール権」を条例の目的に明記してほしい。	法は「個人の権利利益を保護することを目的とする」と規定しています。 また、法は自己情報コントロール権という文言を明記していませんが、開示請求等の自己情報をコントロールする仕組みを導入しているため、条例に明記することは考えておりません。
		個人情報個人が個人が知らない間に情報公開された場合は、本人が情報開示の取消しをすることができる「自己情報コントロール権」を担保してほしい。	
本人収集の原則	1人	「個人情報を収集しようとするときは、…当該個人から直接しなければならない」という原則を盛り込むべきである。	本人収集の原則を条例に定めることは許容されていません。
死者の情報	2人	死者と関係する生存する個人の知らないところで情報が開示され、権利が侵害される恐れがあるので、別途に条例を策定し、保護すべきである。	死者の情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合は、開示・非開示の判断等においても個人情報として法の保護の対象となるため、別途に条例を制定することは考えておりません。
要配慮個人情報	3人	要配慮個人情報について、収集・データ化しないことを条例に明記すべきである。	要配慮個人情報を収集・データ化しないことを条例に定めることは許容されていません。
		要配慮個人情報については、地域の特性その他の事情に応じて、条例において規定することができるかとされている。新たな施策や社会状況の変化等を踏まえて、随時、規定の検討を行ってほしい。	地域特性その他の事情に応じたの条例による要配慮個人情報の追加については、施策や社会状況の変化により、必要性が生じた場合に検討してまいります。
行政機関等匿名加工情報	2人	自治体において厳格かつ公正な審査が行われるようにするための参照基準の策定はどのように措置されるのか。	提案の審査は、法で定められた審査基準について、国の個人情報保護委員会が示している解釈に従って行います。
		行政機関等匿名加工情報の取扱いについては、厳重にチェックする機関の設置が必要である。	行政機関等匿名加工情報の取扱いについての監督・監視は、国の個人情報保護委員会が実施し、指導・助言を行うこととなっています。
審議会等への諮問	1人	岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会への諮問について、次の項目も加えるべきである。 ・個人情報の適正な取り扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要なとき。	条例に明記します。
運用状況の公表	2人	運用状況の公表を条例に明記すべきである。	条例に明記します。